

石巻市長（あて）

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

石巻市復興公営住宅等移転補助金交付申請書

石巻市復興公営住宅等移転補助金の交付を受けたいので、石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、市長が補助金交付決定のための審査に必要な範囲内で、市又は県が保有する個人情報(※)を調査利用することについて同意します。

記

1 補助金交付申請額	金 円	
2 応急仮設住宅等の住所・方書		
3 応急仮設住宅等からの移転先の住所	石巻市	
4 世帯主名	フリガナ	
	氏 名	
5 世帯員の数	人	
6 移転完了日	年	月 日
7 申請者と世帯主が違う場合の理由		

(注1) 次の書類を添付のこと。

- 1 り災証明書（写し）
- 2 住民票（世帯全員分で続柄が記載されたもの。）
- 3 応急仮設住宅等からの移転先の入居に関する契約書（写し）  
（契約書の原本の提示を求める場合がありますので、申請の際は契約書原本をご持参願います。）
- 4 その他市長が必要と認める書類

<sup>1</sup>※市又は県が保有する個人情報とは、市が保有する住民基本台帳情報、各種税情報、応急仮設住宅等の入居関係情報、復興公営住宅等の入居関係情報、市区町村から受ける補助金に関する情報、県が保有する※暴力団員等に関する情報その他の個人情報をいう。

<sup>2</sup>※石巻市暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（4）暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるもの

（注2）補助金は、一時所得（営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得）となりますので確定申告が必要となります。

「一時所得」については、財務部市民税課または税務署へお問い合わせ願います。